

○京都先端科学大学学則

昭和44年4月1日
制定

第1章 総則

第1条 この大学は、京都先端科学大学（以下、「本学」という。）と称する。英訳名称は **Kyoto University of Advanced Science**とする。

第1条の2 本学は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材を育成することを目的とする。

第1条の3 本学の各学部・各学科の教育目的は、別表第1のとおりとする。

第1章の2 自己点検・自己評価

第1条の4 本学は、教育水準の向上を図り、第1条の2の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び自己評価を行うこととする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたって、本学に自己点検・評価に関する委員会を置く。

第2章 学部・学科・学生定員及び修業年限

第2条 本学に次の学部・学科を置く。

経済経営学部

経済学科

経営学科

人文学部

心理学科

歴史文化学科

バイオ環境学部

バイオサイエンス学科

バイオ環境デザイン学科

食農学科

健康医療学部

看護学科

言語聴覚学科

健康スポーツ学科

工学部

機械電気システム工学科

経済学部

経済学科

経営学部

経営学科

事業構想学科

法学部

法学科

人間文化学部

心理学科

メディア社会学科

歴史民俗・日本語日本文化学科

歴史民俗学専攻

日本語日本文化専攻

2 本学に大学院を置く。

大学院に必要な事項は別に定める。

第3条 本学の学生定員は次のとおりとする。

		入学定員	編入学定員	収容定員
経済経営学部	経済学科	170名	—	680名
	経営学科	170名	—	680名
人文学部	心理学科	80名	—	320名
	歴史文化学科	90名	—	360名
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科	65名	—	260名
	バイオ環境デザイン学科	55名	—	220名
	食農学科	70名	—	280名
健康医療学部	看護学科	80名	—	320名
	言語聴覚学科	30名	—	120名
	健康スポーツ学科	90名	—	360名
工学部	機械電気システム工学科	200名	—	800名
経済学部	経済学科	募集停止		
経営学部	経営学科	募集停止		
	事業構想学科	募集停止		
法学部	法学科	募集停止		
人間文化学部	心理学科	募集停止		
	メディア社会学科	募集停止		
	歴史民俗・日本語日本文化学科			
	歴史民俗学専攻	募集停止		
	日本語日本文化専攻	募集停止		

第4条 修業年限は4年とする。ただし在学年数8年を超えることはできない。

第3章 学年・学期及び休業日

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6条 学年を分けて次の2期とする。

- (1) 春学期 4月1日から9月15日まで
- (2) 秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 削除
 - (4) 削除
 - (5) 夏季休業 別に定める学年暦による
 - (6) 冬季休業 別に定める学年暦による
 - (7) 春季休業 別に定める学年暦による
- 2 その他学長が必要と認めた日を臨時の休業日とすることがある。
- 3 学長が必要と認めたときは、休業日に授業を行うことができる。

第4章 授業科目及び履修方法

第8条 本学における授業科目、単位数及び履修方法は別表第1の2のとおりとする。

第8条の2 本学において取得できる資格は次のとおりとする。

(1) 教育職員免許状

人文学部

歴史文化学科

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	社会
高等学校教諭1種免許状	地理歴史

バイオ環境学部

バイオサイエンス学科

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	理科
高等学校教諭1種免許状	理科

バイオ環境デザイン学科

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	理科
高等学校教諭1種免許状	理科

食農学科

免許状の種類	教科
高等学校教諭1種免許状	農業

健康医療学部

健康スポーツ学科

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	保健体育
高等学校教諭1種免許状	保健体育

経済学部経済学科

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	社会
高等学校教諭1種免許状	公民・情報

人間文化学部

心理学科

免許状の種類	教科
高等学校教諭1種免許状	公民

メディア社会学科

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	社会
高等学校教諭1種免許状	公民

歴史民俗・日本語日本文化学科

歴史民俗学専攻

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	社会
高等学校教諭1種免許状	地理歴史

日本語日本文化専攻

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	国語
高等学校教諭1種免許状	国語

経営学部

経営学科

免許状の種類	教科
高等学校教諭1種免許状	情報

法学部法学科

免許状の種類	教科
中学校教諭1種免許状	社会

(2) 博物館学芸員

(3) 削除

(4) 削除

第8条の3 削除

第8条の4 削除

第8条の5 本学バイオ環境学部に食品衛生コースを置く。

第9条 本学の授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第10条 単位の計算方法は次の基準による。

(1) 講義については、15時間又は30時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間又は30時間の演習をもって1単位とする。

(3) 削除

(4) 実験、実習及び実技の授業については、30時間から45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。

2 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して定められた単位数とする。

第10条の2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第11条 授業科目の年次配当は別にこれを定める。

第12条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

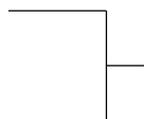
第5章 単位の授与、卒業認定及び学位記

第13条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。ただし、第10条第2項の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 試験に関する規定は、別にこれを定める。

3 授業科目の成績は100点を満点とし、60点未満を不合格とする。その評点は、平成30年度以前の入学生について、次のとおり定める。

優 80点以上



良	70点以上80点未満	合格
可	60点以上70点未満	
否	60点未満	不合格

4 第3項の評点に関して、平成31年度以降の入学生について、次のとおり定める。

S	90点以上	合格
A	80点以上90点未満	
B	70点以上80点未満	
C	60点以上70点未満	
F	60点未満	不合格

第14条 教育上有益と認めるときは、本学が適当と認めた他の大学又は短期大学の授業科目を学生に履修させることができる。

2 前項により修得した単位については、教授会の議を経て60単位を限度として、卒業要件単位に認定することができる。

第14条の2 教育上有益と認めるときは、本学が適当と認めた短期大学又は高等専門学校の専攻科において学生が行う学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て卒業の要件となる単位として与えることができる。

2 第1項により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第14条の3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第15条 4年以上在学し所定の単位を取得した者に、卒業証書を授与する。

2 本学卒業者には学士の学位を授与し、その履修した専攻に応じ、次の専攻分野名を附記するものとする。

経済経営学部	経済学科	経済学
	経営学科	経営学
人文学部	心理学科	人文

	歴史文化学科	人文
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科	バイオ環境
	バイオ環境デザイン学科	バイオ環境
	食農学科	バイオ環境
健康医療学部	看護学科	看護学
	言語聴覚学科	言語聴覚学
	健康スポーツ学科	健康スポーツ学
工学部	機械電気システム工学科	工学
経済学部	経済学科	経済学
経営学部	経営学科	経営学
	事業構想学科	経営学
法学部	法学科	法学
人間文化学部	心理学科	人間文化
	メディア社会学科	人間文化
	歴史民俗・日本語日本文化学科	人間文化

第6章 入学、退学、休学、留学、編入学、転学部、転学科、転専攻及び転学

第16条 入学の時期は、毎学期の始めとする。

第17条 本学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

第18条 本学に入学を志願する者は、所定の手続を行わなければならない。

2 入学に関する手続は、別にこれを定める。

第19条 病気その他の事由により休学又は退学しようとするものは、保証人連署の上願い出なければならない。

2 休学の期間は継続2年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合、引き続き1年以内に限って延長することがある。

- 3 休学は、第4条に定める在学年数に算入しない。
- 4 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。
- 5 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出し許可を得なければならない。

第19条の2 本学が認めた学生の留学期間の学籍は留学とし、休学扱いしない。

- 2 留学は第4条に定める在学年数に算入する。

第20条 願いにより退学した者が2年以内に再入学を願い出た場合には、これを許可することがある。

第21条 次の各号の一に該当する者が編入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り選考の上相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は退学した者
- (3) 専修学校を修了した者

- 2 学長の許可を受けることなく、他の大学へ入学又は転学を願い出ることにはできない。
- 3 本学学生が転学部を願い出たときは、転学先の学部欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に転学部を許可することがある。
- 4 本学学生が転学科を願い出たときは、転学科先に欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に転学科を許可することがある。
- 5 本学学生が転専攻を願い出たときは、転専攻先に欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に転専攻を許可することがある。

第7章 学費

第22条 本学に入学を出願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

第23条 本学に入学を許可された者は、入学金を納付しなければならない。

第24条 学生は、授業料・施設設備費・実験・実習費その他定められた学費を納付しなければならない。

第25条 科目等履修生は登録料及び受講料を、聴講生は聴講料を、委託生は委託生修学料を、研究生は研究料を納付しなければならない。

第26条 入学金、授業料その他学費の額は別表第2のとおりとする。

第26条の2 学費等の徴収については別に定める。

第27条 一旦受理した学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第27条の2 休学期間内は、学費の納付を免除する。休学期間中には在籍料を春学期・秋学期ごとに納付しなければならない。なお、当該期間中の学費納付者にあつては、在籍料を免除する。

第28条 授業料その他の学費の納付を怠った者は除籍する。

- 2 前項により除籍された者が復籍を願い出たときは、選考の上許可することができる。

第8章 職員組織及び教授会等

第29条 本学に教育職員、事務職員及びその他の職員を置く。

第30条 教育職員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

第31条 本学に学長及び学部長を置く。

- 2 本学に副学長を置くことができる。
- 3 学部に副学部長を置くことができる。
- 4 学科に学科長を置くことができる。
- 5 学長は、学務を統括し、所属職員を統督する。
- 6 副学長は、学長を助け、命を受けて学務を総括する。
- 7 学部長は、当該学部に関する学務を総括する。
- 8 副学部長は、学部長の職務を助ける。
- 9 学科長は、学部長の命を受けて、当該学科に関する学務を整理し調整する。

第32条 本学に、大学の組織、運営及び教育研究活動に関する重要事項について審議し、学長に意見を述べ、及び決定する等により、学長を補佐する組織として、大学評議会を置く。

- 2 大学評議会は、学長、副学長、各学部長及び各研究科長並びに大学事務局長及び大学事務局次長をもって構成する。
- 3 学長が必要と認めるときは、前項以外の者の出席を求めて、その意見を聴き、又は報告、説明させることができる。

第32条の2 大学評議会の権限及び運営等に関しては、別に定める。

第33条 本学の学部に、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べ、並びに学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べる組織として、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部長、副学部長、学科長及びその他の教授をもって構成する。
- 3 学部長が必要と認めるときは、准教授その他の職員を加えることができる。

第34条 教授会の役割及び運営等に関する事項は、別に定める。

第34条の2 本学の学科に、学部の定例・臨時・業績審査等の教授会において審議、諮問、決定された内容を報告、連絡し、当該学科の調整及び円滑な運営を図る組織として、学科会議を置く。

- 2 学科会議は、学科長のほか、教授、准教授、講師、助教及び助手をもって構成し、学科長がその運営に当たる。

第9章 科目等履修生、聴講生、委託生、研究生

第34条の3 授業科目の履修を願い出た者に対しては、選考の上科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 他の大学の学生で、本学において授業科目の履修を願い出る者があるときは、当該他大学との協議に基づき、他大学からの科目等履修生としてこれを許可することができる。

3 科目等履修生には単位を与えることができる。

第35条 特定の授業科目について聴講を願い出た者に対しては、選考の上聴講生としてこれを許可することができる。

2 削除

3 聴講生には単位を与えない。

第36条 削除

第37条 公共団体又はその他の機関より本学の特定の授業科目について修学を委託された場合、選考の上委託生としてこれを許可することができる。

2 委託生には単位を与えない。

第37条の2 本学において特定の課題を研究することを願い出た者に対しては、選考の上研究生としてこれを許可することができる。

2 研究生には単位を与えない。

第38条 削除

第39条 科目等履修生、聴講生、委託生、研究生は、学則及びその他の規則を守らなければならない。ただし、第4条及び第15条の規定は準用しない。

第10章 賞罰

第40条 品行学業ともに優秀で他の模範となる学生に対しては表彰を行うことがある。

第41条 学生が学則又は他の規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした場合は、学長は、教授会の意見を聴いて、懲戒する。

2 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関する事項は、「学生の懲戒に関する規則」に定める。

第42条 科目等履修生、聴講生、委託生、研究生が学則又はその他の規則に違反した場合、学長は、教授会の意見を聴いて、許可を取り消すことができる。

第11章 図書館

第43条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第12章 公開講座

第44条 本学は、随時に公開講座を設けることがある。

第13章 補則

第45条 この学則に定めるもののほか、学則の施行に関し必要な事項は、別にこれを定め

る。

第46条 この学則の改廃に当たって、学長は各学部教授会及び評議会の意見を聴くものとする。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。(教職課程設置)

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。(学生定員変更)

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。(学生定員変更)

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。(聴講生規定変更)

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定に関してはそれぞれ該当する旧学則の規定によるものとする。(学則整備)

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定にかかわらず、昭和61年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部学科名	入学定員
経済学部	
経済学科	250名
経営学科	250名

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。(法学部設置)

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。(教職課程変更)

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。(経営学部設置、教職課程変更)ただし、第3条の規定にかかわらず、平成11年度までの間の経営学部経営学科の入学定員は、次のとおりとする。

学部学科名	入学定員
経営学部経営学科	250名

なお、平成2年度までに入学した経済学部経営学科の学生については、従前の学則を適用

する。

平成2年3月31日以前に入学した者の高等学校の教員の免許状授与の所要資格については、従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成3年4月1日から施行する。(授業科目名称改正)

附 則

この学則は、平成4年3月1日から施行する。(学士の学位化)

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。(授業科目及び期間付入学定員の変更)ただし、第3条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部学科名	入学定員
経済学部経済学科	300名
法学部法学科	210名

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。(授業科目変更等)
- 2 平成4年度に入学した経済学部経済学科の学生の卒業必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。但し、卒業の要件となる必修科目については、別表にかかわらず「経済学」(従前科目)、「マクロ経済学Ⅰ」、「マクロ経済学Ⅱ」、「ミクロ経済学」のうち1科目を必修とする。
- 3 平成3年度以前に入学した経済学部経済学科の学生の卒業必要単位の認定については、卒業必要単位を一般教育科目36単位、英語科目4単位、ドイツ語・フランス語科目2単位、保健体育科目2単位、専門教育科目を含む96単位の合計140単位とし、新授業科目はそれぞれの科目分類中に加えるものとする。なお、専門教育科目においては、「経済学」、「経済原論」、「近代経済学」、「マクロ経済学Ⅰ」、「マクロ経済学Ⅱ」、「ミクロ経済学」のうち1科目を必修とする。
- 4 平成5年4月1日現在において、休学等の理由により年次進級が不可能な経済学部経済学科の学生については、1年生は新学則、2年生は前第2項、3年生以上は前第3項をそれぞれ適用する。
- 5 平成2年度以前に入学した経済学部経営学科の学生の卒業必要単位の認定については、卒業必要単位を一般教育科目36単位、英語科目4単位、ドイツ語・フランス語科目2単位、保健体育科目2単位、専門教育科目を含む96単位の合計140単位とし、授業科目については従前の例によるものとする。なお、専門教育科目においては、「経営学総論」を必修とする。
- 6 平成4年度以前に入学した法学部法学科の学生の卒業必要単位の認定については、既修

得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。

- 7 第10条の適用にあたっては、経営学部経営学科の学生については従前の規定による。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。(大学院設置・教職科目変更・学則整備等)

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。(授業科目変更等)
- 2 平成6年度以前に入学した経営学部経営学科の学生の卒業必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え新学則を適用する。
- 3 平成5年4月1日改正時における附則第2に定めた平成4年度に入学した経済学部経済学科の学生の卒業の要件となる必修科目については、別表にかかわらず、「経済学」(従前科目)、「マクロ経済学Ⅰ」(従前科目)、「マクロ経済学Ⅱ」(従前科目)、「ミクロ経済学」、「マクロ経済学」のうち1科目とする。
- 4 平成5年4月1日改正時における附則第3に定めた平成3年度以前に入学した経済学部経済学科の学生の専門教育科目においては、「経済学」(従前科目)、「経済原論」(従前科目)、「近代経済学」(従前科目)、「マクロ経済学Ⅰ」(従前科目)、「マクロ経済学Ⅱ」(従前科目)、「ミクロ経済学」、「マクロ経済学」のうち1科目を必修とする。

附 則

この学則は、平成7年10月30日から施行する。(大学評議会構成員追加等)

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。(授業科目・学費等変更)
- 2 平成7年度以前に入学した経済学部経済学科及び経営学部経営学科の学生の卒業必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。(学費改定)

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。(授業科目等)
- 2 平成8年度以前に入学した経済学部経済学科・経営学部経営学科及び法学部法学科の学生の卒業必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。(学費改定)

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。(授業科目等変更)
- 2 平成9年度以前に入学した経済学部経済学科・経営学部経営学科及び法学部法学科の学生の卒業必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ

れ加え、新学則を適用する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。(経済学部経営学科の廃止)

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。(学費改定)

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。(人間文化学部設置、教職課程変更、学則整備、授業科目変更)ただし、第3条の規定にかかわらず、平成11年度の入学定員は、次のとおりとする。

学部学科名	入学定員
人間文化学部	
人間関係学科	100名
文化コミュニケーション学科	150名

- 2 平成10年度以前に入学した経済学部経済学科の学生の卒業必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。
- 3 平成10年度以前に入学した経営学部経営学科の学生の卒業必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。但し、卒業の要件となる必修科目については、別表にかかわらず「経営学総論」「商学」「簿記の基礎」「会計学総論」「経営管理論」「管理工学」より4単位及び「オペレーションズ・リサーチ」「マーケティング」「原価計算論」「財務諸表論」「財務管理論」「人事管理論」「生産管理論」より4単位を必修とする。
- 4 平成10年度以前に入学した法学部法学科の学生の卒業必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。
- 5 前第4項のうち、平成8年度以前に入学した学生の、分類による卒業必要単位数については、別表にかかわらずⅠ類から44単位以上を含む124単位以上をもって卒業要件を満たすものとする。なお、平成11年4月1日現在において、休学等の理由により年次進級が不可能な学生については、前第4項を適用する。

附 則

この学則は、平成11年10月8日から施行する。(専修学校修了生の編入学受入等)

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。(学費改定)

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。(学則整備、授業科目変更、教職課程変更、期間付き入学定員の変更、図書館司書課程設置、学校図書館司書教諭課程設置)ただし、第3条の規定にかかわらず平成12年から平成16年度までの間の入学定員は、次のとおり

とする。

学部・学科		年度				
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
経済学部	経済学科	290名	280名	270名	260名	250名
経営学部	経営学科	245名	240名	235名	230名	225名
法学部	法学科	205名	200名	195名	190名	185名
人間文化学部	文化コミュニケーション学科	145名	140名	135名	130名	125名

- 2 平成11年度以前に入学した経済学部経済学科・経営学部経営学科・法学部法学科・人間文化学部人間関係学科及び文化コミュニケーション学科の学生の卒業必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。(教職課程変更、授業科目変更、入学定員の変更、期間付き入学定員の変更)ただし、第3条の規定にかかわらず平成13年度から平成16年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年度			
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
経済学部	経済学科	270名	260名	250名	240名
経営学部	経営学科	235名	230名	225名	220名
法学部	法学科	195名	190名	185名	180名
人間文化学部	文化コミュニケーション学科	140名	135名	130名	125名

- 2 平成12年度以前に入学した経済学部経済学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに新設した科目を加え、旧学則を適用する。

経営学部経営学科・法学部法学科・人間文化学部人間関係学科及び文化コミュニケーション学科の学生の卒業必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。(検定料改定等)

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。(経営学部事業構想学科設置、教職課程変更、授業科目変更)ただし、第3条の規定にかかわらず、平成14年度から平成16年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
経済学部	経済学科		260名	250名	240名
経営学部	経営学科		130名	125名	120名
法学部	法学科		190名	185名	180名
人間文化学部	文化コミュニケーション学科		135名	130名	125名

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。(授業科目変更等)
- 平成13年度以前に入学した経営学部経営学科の学生の卒業必要単位の認定については、平成14年4月1日に経営学部事業構想学科に新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

経済学部経済学科・法学部法学科・人間文化学部人間関係学科及び文化コミュニケーション学科の学生の卒業必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。(検定料改定等)

附 則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。(教職課程変更、博物館学芸員課程変更、図書館司書課程変更、日本語教員養成副専攻課程変更、授業科目変更)
- 平成14年度以前に入学した経済学部経済学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに新設した科目を加え、旧学則を適用する。

経営学部経営学科及び事業構想学科・法学部法学科・人間文化学部人間関係学科及び文化コミュニケーション学科の学生の卒業必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。

また、博物館学芸員課程、図書館司書課程、日本語教員養成副専攻課程の修了必要単位の認定については、既修得科目及び単位を新授業科目分類中にそれぞれ加え、新学則を適用する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。(編入学資格等)

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。(検定料改定等)

附 則

この学則は、平成15年5月27日から施行する。(休学期間改正)

なお、第19条第4項の適用においては、平成15年度以前の入学生は、従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。(収容定員変更、学科名称変更)

なお、平成15年度までに入学した人間文化学部文化コミュニケーション学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに開設した科目を加えて従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。(課程名称変更、授業科目変更)
- 2 平成15年度以前に入学した経営学部経営学科及び事業構想学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに新設された科目を加え、旧学則を適用する。

但し、平成15年度に入学した経営学部経営学科及び事業構想学科の学生の卒業の要件となる必修科目の経営科目群「基幹専門」には「アントレプレナー論」をも含むこととする。

平成15年度以前に入学した経済学部経済学科・法学部法学科・人間文化学部人間関係学科及び文化コミュニケーション学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに新設した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。(授業科目変更)
- 2 平成14年度以前に入学した経済学部の学生については、旧学則を適用する。
平成16年度以前に入学した経営学部経営学科及び事業構想学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

平成15年度以前に入学した法学部の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用し、平成16年度に入学した法学部学生の卒業必要単位数については、Ⅰ類から58単位以上、Ⅱ類から40単位以上を含む124単位以上をもって卒業要件を満たすものとし、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

平成16年度以前に入学した人間文化学部人間関係学科、文化コミュニケーション学科、メディア文化学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。(バイオ環境学部設置、教職課程変更、食品衛生コース設置)

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。(授業科目変更・学費改定)
- 2 平成14年度以前に入学した経済学部の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

平成17年度以前に入学した経営学部経営学科及び事業構想学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

平成16年度以前に入学した法学部の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用し、平成16年度に入学した法学部学生の卒業必要単位

数については、Ⅰ類から58単位以上、Ⅱ類から40単位以上を含む124単位以上をもって卒業要件を満たすものとし、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

平成17年度以前に入学した法学部法学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

平成17年度以前に入学した人間文化学部人間関係学科、文化コミュニケーション学科、メディア文化学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。(教員組織の改正)

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。(学校図書館司書教諭課程の取得学部追加)

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。(授業科目変更・学費改定)
- 2 平成18年度以前に入学した経済学部・経営学部・法学部・人間文化学部の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。(教育研究上の目的の追加・自己点検・自己評価の変更、人間文化学部心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科設置、学生定員の変更、転専攻新設、授業科目変更)
- 2 平成19年度以前に入学した経済学部経済学科、経営学部経営学科、事業構想学科、法学部法学科、人間文化学部人間関係学科、文化コミュニケーション学科、メディア文化学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。(人間文化学部国際ヒューマン・コミュニケーション学科設置)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。(学生定員の変更)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。(授業科目変更)
- 2 平成20年度以前に入学した経済学部経済学科、経営学部経営学科、事業構想学科、法学部法学科、人間文化学部心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科、人間関係学科、文化コミュニケーション学科、メディア文化学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。(教育目的の整備、多様なメディアを利用するための整備)

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。(学校図書館司書教諭課程廃止)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。(授業科目変更)
- 2 平成21年度以前に入学した経済学部経済学科、経営学部経営学科、事業構想学科、法学部法学科、人間文化学部心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科、国際ヒューマン・コミュニケーション学科、人間関係学科、文化コミュニケーション学科、メディア文化学科、バイオ環境学部バイオサイエンス学科、バイオ環境デザイン学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年10月1日から施行する。(経営学部経営学科授業科目の変更)
- 2 平成21年度以前に入学した経営学部経営学科、事業構想学科の学生の卒業必修単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。
- 3 本学則条項中の接続詞については、規則等の区分及び制定等細則第3条第1項に定めるとおりに修正する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。(大学の目的表記の変更)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。(学年暦の変更)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。(教育職員免許状追加)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。(授業科目変更)
- 2 平成22年度以前に入学した経済学部経済学科、経営学部経営学科、事業構想学科、法学部法学科、人間文化学部心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科、国際ヒューマン・コミュニケーション学科、人間関係学科、メディア文化学科、バイオ環境学部バイオサイエンス学科、バイオ環境デザイン学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。(学長と学部長の権限の明示及び組織の再編による改正)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。(教職課程の取得学部追加)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。(博物館学芸員課程の取得学部追加)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。(授業科目変更)
- 2 平成23年度以前に入学した経済学部経済学科、経営学部経営学科、事業構想学科、法学部法学科、人間文化学部心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科、国際ヒューマン・コミュニケーション学科、人間関係学科、メディア文化学科、バイオ環境学部バイオサイエンス学科、バイオ環境デザイン学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、旧学則を適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。(入学定員及び収容定員の変更)

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、平成24年度以前に入学した経済学部経済学科、経営学部経営学科、事業構想学科、法学部法学科、人間文化学部心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科、国際ヒューマン・コミュニケーション学科、人間関係学科、メディア文化学科、バイオ環境学部バイオサイエンス学科、バイオ環境デザイン学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。(授業科目変更)

- 2 この改正は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年度入学生より適用する。(学費改定)

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年度入学生の学生の授業科目、単位数及び履修方法の追加、教育職員免許状の変更)
- 2 この改正は、平成26年4月1日から施行する。(平成25年度生以前の学生の授業科目の追加)

ただし、平成25年度以前に入学した経済学部経済学科、経営学部経営学科、事業構想学科、法学部法学科、人間文化学部心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科、国際ヒューマン・コミュニケーション学科、人間関係学科、メディア文化学科、バイオ環境学部バイオサイエンス学科、バイオ環境デザイン学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。(授業科目変更)

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。(大学のガバナンス改革に伴う改正【第9章、第45条】)

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。(学科の廃止)

人間文化学部人間関係学科及びメディア文化学科は、平成27年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。(教育研究上の目的、学生定員、教育職員免許状の変更【第1条の2、第3条、第8条の2】)
- 2 この改正は、平成27年4月1日から施行する。(経済経営学部経済学科、経営学科、人文学部心理学科、歴史文化学科、バイオ環境学部食農学科、健康医療学部看護学科、言語聴覚学科、健康スポーツ学科の設置【第2条】)
- 3 この改正は、平成27年4月1日から施行する。(経済学部経済学科、経営学部経営学科、事業構想学科、法学部法学科、人間文化学部心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・

日本語日本文化学科、国際ヒューマン・コミュニケーション学科の募集停止【第3条】)

4 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年度以前に入学した経済学部経済学科、経営学部経営学科、事業構想学科、法学部法学科、人間文化学部心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科、国際ヒューマン・コミュニケーション学科、バイオ環境学部バイオサイエンス学科、バイオ環境デザイン学科の学生の卒業必要単位の認定については、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。(授業科目の変更【第8条】)

5 この改正は、平成27年4月1日から施行する。(図書館司書課程の廃止【第8条の2(3)】)

6 この改正は、平成27年4月1日から施行する。(日本語教員養成課程の廃止【第8条の3】)

7 この改正は、平成27年4月1日から施行する。(社会教育主事養成課程の廃止【第8条の4】)

8 この改正は、平成27年4月1日から施行する。(実験、実習及び実技の変更【第10条】)

9 この改正は、平成27年4月1日から施行する。(専攻分野の学士名【第15条】)

10 この改正は、平成27年4月1日から施行する。平成27年度入学生より適用する。(学費改定)

附 則

この改正は、平成27年12月1日から施行する。(学生の懲戒に関する規則制定に伴う改正)

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。(授業科目の設置・変更等に伴う改正)

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年度以前に入学した経済経営学部経済学科、経営学科、人文学部心理学科、歴史文化学科、バイオ環境学部バイオサイエンス学科、バイオ環境デザイン学科、食農学科、健康医療学部看護学科、言語聴覚学科、健康スポーツ学科、経済学部経済学科、経営学部経営学科、事業構想学科、法学部法学科、人間文化学部心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科、国際ヒューマン・コミュニケーション学科の学生の卒業必要単位の認定については、科目名称の変更を加え、改正前の学則を適用する。(授業科目【第8条】別表第1変更)

附 則

1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に入学した経済経営学部経済学科、経営学科、人文学部心理学科、歴史文化学科、バイオ環境学部バイオサイエンス学科、バイオ環境デザイン学科、食農学科、健康医療学部看護学科、言語聴覚学科、健康スポーツ学科、経済学部経済学科、経営学部経営学科、事業構想学科、法学部法学科、人間文化学部心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科、国際ヒューマン・コミュニケーション学科の学生の卒業必要単位の認定にあつては、授業科目名称及び単位数について改正前の学則を適用する。(授業科目変更及び単位数【第8条】)

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。(入学定員及び収容定員の変更【第3条】)

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。(大学組織の統合・改編に伴う改正)

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した人文学部心理学科の学生の卒業必要単位の認定にあつては、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。(授業科目変更及び単位数【第8条】)

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した経済経営学部経済学科、経営学科、人文学部心理学科、歴史文化学科、バイオ環境学部バイオサイエンス学科、バイオ環境デザイン学科、食農学科、健康医療学部看護学科、言語聴覚学科、健康スポーツ学科、経済学部経済学科、経営学部経営学科、事業構想学科、法学部法学科、人間文化学部心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科、国際ヒューマン・コミュニケーション学科の学生の卒業必要単位の認定にあつては、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。(授業科目変更及び単位数【第8条】)

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。(教育職員免許状の追加【第8条の2】)

附 則

この改正は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(大学の名称変更等に伴う改正)

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した、健康医療学部看護学科、言語聴覚学科の学生の卒業必要単位の認定にあつては、授業科目名称及び単位数について改正前の学則を適用する。(授業科目変更及び単位数【第8条】)

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。(演習単位の計算方法の変更)

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した経済経営学部経済学科、経営学科、人文学部心理学科、歴史文化学科、バイオ環境学部バイオサイエンス学科、バイオ環境デザイン学科、食農学科、健康医療学部看護学科、言語聴覚学科、健康スポーツ学科、経済学部経済学科、経

営学部経営学科、事業構想学科、法学部法学科、人間文化学部心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科、国際ヒューマン・コミュニケーション学科の学生の卒業必要単位の認定にあつては、新たに設置した科目を加え、改正前の学則を適用する。(授業科目変更及び単位数【第8条】)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(成績評定の変更)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(教授会の構成、学科長及び学科長の設置に関する改正)

附 則

この改正は、令和元年9月1日から施行する。(検定料見直し及び外国人留学生入試(英語基準)の新設に伴う改正)

附 則

この改正は、令和元年9月16日から施行する。(学科の一部廃止に伴う改正)

人間文化学部 国際ヒューマン・コミュニケーション学科は、令和元年9月15日をもって廃止する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。(学費改定に伴う改正)

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。(大学の目的の一部変更に伴う改正)

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。(工学部の設置)

附 則

- 1 この学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年度入学生カリキュラム及び進級要件学費の改正)
- 2 この学則の改正により、第8条別表第1の2「授業科目、単位数及び履修方法」の、同「(平成27年度入学生)」、同「(平成26年度入学生)」及び同「(平成25年度以前の入学生)」は廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、なお、在学する学生については、当該年度の「授業科目、単位数及び履修方法」を適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。(休業日の変更に伴う改正)